

# 令和6年度第1回 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和6年11月14日(木)

18:00~18:30

場所 登別市役所 議場

## 議案第1号

### 「令和5年度国民健康保険特別会計決算について」

〈事務局〉

それでは、報告第1号「令和5年度国民健康保険特別会計決算について」資料に沿って説明いたします。

議案の3ページの資料1「令和5年度国民健康保険特別会計決算額調書」をお開きください。

令和5年度の予算額につきましては、歳入歳出それぞれ51億7,270万9,000円となっております。

まず決算の大枠ですが、歳入の決算額は、52億5,955万3,332円、歳出の決算額は、49億5,655万2,670円となり、歳入から歳出を差し引いた実質収支額、いわゆる令和6年度への繰越金は、3億300万662円となります。

なお、この実質収支額には、歳入の7款にあります前年度からの繰越金が含まれますので、前年度繰越金4億913万331円を差し引いた単年度の収支は、1億612万9,669円の赤字となりました。また、単年度収支に国民健康保険給付費等準備基金の利子積立分を加え、当該基金からの繰入分を差し引く『実質単年度収支』については、令和5年度は基金への積立及び繰出を行っておりませんので、単年度収支に基金利子の積立分8,003円を加えた1億612万1,666円の赤字となります。

続きまして、決算額の主な内訳についてご説明します。

はじめに、歳入についてであります。第4款の道支出金について、決算額は37億5,744万2,460円で予算と比較して1億5,578万3,540円の減となりました。

これにつきましては、平成30年度からの国保の都道府県単位化により、歳出の保険給付費の全額を北海道からの交付金で賄うこととなっているため、歳出である保険給付費の執行残に伴い、特定財源である道支出金も減となっているものです。

次に第8款の諸収入ですが、決算額は1,247万6,004円で予算と比較して919万4,004円の増となりました。これは、一般被保険者延滞金が664万8,815円の増、一般被保険者返納金が222万2,808円の増となったことが主な要因となっております。

次に、歳出についてですが、第2款の保険給付費は、予算額38億359万4,000円に対して、決算額が36億5,278万8,524円で、執行残が1億5,080万5,476円となりました。

内訳をみますと、療養諸費が決算額31億1,483万9,412円で1億3,847万8,588円の執行残、高額療養費が決算額5億2,979万5,733円で937万1,267円の執行残となり、当初予算の想定に対し、医療費負担が少なかったことが要因となります。

第5款の保健事業費は、主に特定健康診査や短期人間ドック、各種がん検診等の費用助成など、被保険者の健康維持・増進に係る経費であり、予算額8,567万9,000円に対して、決算額が7,661万3,561円で、執行残が906万5,439円となっております。

執行残の主な要因としては、脳ドック、短期人間ドック、各種がん検診、特定健診の受診者数等が当初予算で見込んでいたよりも少なかったことが要因として挙げられます。保健事業の取組状況については、後ほど、ご説明いたします。

令和5年度決算額調書についての説明は、以上となります。

それでは、資料2、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。議案の4ページ、5ページをご覧ください。

4ページに現年度分、5ページに滞納繰越分と合計の決算額の数値を表にしております。

まずは、4ページの令和5年度の現年度分の決算額についてでございますが、調定額6億5,667万3,200円に対して、収納額が6億2,858万7,652円、収納率は95.72%で、前年度より0.12ポイント減少しております。

また、5ページの令和5年度の滞納繰越分の決算額についてでございますが、調定額1億8,310万104円に対して、収納額が2,745万5,733円、収納率は14.99%で、前年度より0.71ポイント上昇しております。

現年度分と滞納繰越分の合計といたしましては、調定額8億3,977万3,304円に対して、収納額が6億5,604万3,385円、収納率は78.12%で、前年度より1.25ポイント上昇しております。

令和5年度における徴収に関する取り組みといたしましては、主に、口座振替の利便性の周知及び利用勧奨、現年度分の未納者に対する督促及び催告、分割納付の履行状況の定期的な監視及び不履行時の催告、夜間及び休日相談窓口の開設などに取り組んで参りました。

なお、分割納付の不履行が続いている者や催告に応じない者に対しては、財産調査の結果に基づき、滞納処分の執行もしくは執行停止を行っております。

ます。

また、納付の機会を付与したにも関わらず納付を履行しない者に対しては、「登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱」に基づき、被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付を行って参りました。

令和6年度におきましても、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、滞納繰越分に対する滞納整理を進めるとともに、現年度分の更なる徴収強化を進めていきたいと考えております。

国民健康保険税の収納状況についての説明は以上となります。

続きまして6ページをお開きください。

資料3「医療費の状況」についてですが、表にあります「費用額」は、入院や入院外、歯科といった診療費をはじめ、調剤や食事療養費のほか、補装具や柔道整復などの療養費等を含む医療費の合計額となっています。

この費用額を年度平均被保険者数で割り返した数値が、一人当たり費用額となります。

令和5年度の本市国民健康保険の一人当たりの費用額は、51万5,654円、前年度比較で20,875円の増となっており、被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少しているものの、一人あたりの医療費は高止まりしている傾向にあります。

医療費負担の大きいものを疾病別に分析しますと、精神疾患、糖尿病、神経系疾患、腎不全などが割合として多く、いずれも長期かつ定期的な受診や合併症などによる複合的な医療費負担を要する点が、一人当たり医療費増加の要因と捉えております。

次に「登別市の人口・世帯数及び国民健康保険の加入世帯数・被保険者数の状況」ですが、世帯数・人口については、市全体、国保被保険者ともに毎年減少が続いています。

令和5年度の国民健康保険加入被保険者数の推移としましては、年度末現在の比較になりますが、令和4年度と比べ世帯数が301人の減、被保険者数が476人の減となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。

報告第1号「令和5年度国民健康保険特別会計決算」についての説明は以上となります。

(質疑・応答なし)

## 報告第2号

「保健事業について」

〈事務局〉

それでは、資料4、保健事業の取組状況等について説明させていただきます

す。

8ページをご覧ください。

はじめに、令和5年度の特定健康診査・特定保健指導の実施状況についてですが、特定健康診査については、令和2年度より特定健診受診率向上支援等共同事業を実施し、受診率向上に努めており、令和5年度の受診率は40.1%となり、令和4年度と比較し、2.2ポイント増となりました。

特定保健指導については、保健師や管理栄養士による公共施設での個別指導、対象者の自宅での訪問指導のほか、健康計測会の実施により令和5年度の実施率は44.1%となり、令和4年度と比較し2.1ポイント増となりました。

次に、特定健康診査以外の保健事業についてですが、短期人間ドックをはじめ、各種がん検診等の検査に係る検査料の助成のほか、インフルエンザ予防接種の自己負担額の助成、健康運動推進事業として水中運動教室の受講料助成やウォーキング教室、チャレンジウォーキング等を行いました。

また、令和5年度より特定健康診査の受診率向上や継続した運動を行う被保険者の増加を図ることを目的に「のぼりべつこくほ健康ポイント事業」を新たに実施しました。

なお、参考までに今年度の健康ポイント事業のパンフレットをお配りしています。

事業の概要としましては、各種健診の受診や健康づくりに関するイベントの参加など、積極的な健康づくりに取り組むことでポイントを獲得し、応募すると抽選で健康グッズなどの賞品が当たるものです。

このパンフレットは、4月末に40歳以上の国保加入者に発送した特定健診の受診券に同封しているほか、広報のぼりべつや市公式ウェブサイトをはじめ、特定保健指導や各種健康イベントなどの機会に事業の周知を行っています。

保健事業の取組状況についての説明は以上となります。

〈委員〉

健康ポイント事業の現時点での応募状況はどの程度なのでしょうか。

〈事務局〉

現時点で30件ほど応募いただいています。

〈委員〉

母数としては、何件あつての30件なのでしょうか。

〈事務局〉

40歳以上の対象者は6,000件程度で、その中の30件というところ  
です。

〈委員〉

年内にどのくらいの応募数を確保したいといった目標はあるので  
しょうか。

〈事務局〉

昨年度の応募者が45人でしたので、まずは昨年度を上回ることを  
目標に考えております。

### 報告第3号

#### 「被保険者証の廃止及びマイナ保険証への移行について」

〈事務局〉

次に、報告第3号、被保険者証の廃止及びマイナ保険証への移行につ  
いて説明させていただきます。

10ページの資料5をご覧ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める法改正により、令  
和6年12月1日をもって現行の健康保険証の発行を終了し、12月2日  
よりマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなります。

10ページには、マイナ保険証への移行に係る変更点やメリットをまと  
めております。

次に11ページをご覧ください。

令和6年12月2日からの実際の取扱いについてご説明します。12月  
2日以降、健康保険証として利用できるものは図の3種類となります。マ  
イナ保険証の利用登録をしている方はマイナンバーカードを、利用登録を  
していない方で、12月2日以降に新規発行を要する方は資格確認書を発  
行します。また、12月1日までに発行済みの、現行の紙の保険証につ  
きましても、有効期限の令和7年7月31日までは継続して使用可能とな  
ります。

この資格確認書についてであります。前述のマイナ保険証の利用登録  
をしていない方や、チェックボックスにあります特定の条件に当てはまる  
方、DV被害者などのいわゆる要配慮者に対して柔軟な交付を想定してい  
ます。様式、記載事項及び有効期限は全道で設定を統一しております。

次に、本市におけるマイナ保険証利用率の推移についてであります。令  
和6年9月時点の本市の利用率は22.1%で、全道179市町村中4  
1位。同年2月に比べて約16ポイント上昇しております。なお、令和6

年10月時点でのマイナ保険証初回登録率は68%でありましたので、約45%程度の潜在的な未利用者があることとなりますが、マイナ保険証の利用登録をしたものの、利用登録解除を考えている方、現行の紙保険証が有効期限まで使えるためにそちらを利用するといった方を除いて、利用率は12月2日の本格実施以降、継続して上昇するものと捉えております。

なお、国では法改正により、制度上は健康保険証を廃止するとしておりますが、「健康保険証の廃止」や「健康保険証の発行終了」といった表現は、12月2日以降、従来の保険証が使えなくなるなどの誤解を招くため、住民への周知・広報の際は、健康保険証の「廃止」や「発行終了」といった表現を用いないよう各自治体に呼びかけております。

参考までに広報のぼりべつ11月号に掲載したマイナ保険証への移行に関する記事の写しをお手元に配布しておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

被保険者証の廃止及びマイナ保険証への移行については以上となります。

〈委員〉

マイナ保険証の移行に向けて、登別市として独自の取り組みなどは行っているのか。

〈事務局〉

マイナ保険証への移行については、広報紙や市公式ウェブサイトアナウンスを行っているほか、マイナ保険証の利用促進を目的に、室蘭市・伊達市と共同で「マイナ保険証を使ってみませんか」と表示した三角ポップを作成し、各市内の医療機関や薬局の窓口に設置してもらうといった取り組みも行っております。

## 情報提供事項

〈事務局〉

事務局から2点ほど情報提供させていただきます。

1つ目は、国民健康保険税の税率の見直しについてであります。

本日お配りしました「保険料水準の統一について」の資料をご覧ください。

現在、北海道では令和12年度を目途に、国民健康保険の保険料水準の統一を目指して取り組みを進めております。

この保険料水準の統一は、全道どこに住んでいても同じ所得で、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担とするもので、加入者負担の公平化を図ることを目的とするものであります。

そのため、令和12年度には、道内の全市町村の税率を、道が示す全市町

村統一の標準保険料率と同率にしなければならないことから、登別市を含む多くの市町村は、令和12年度に現行の保険税率または保険料率を道が示す統一保険料率まで引き上げなければならない状況にあります。

また、本市の国保財政は、先ほど令和5年度決算の報告でお伝えしましたとおり、令和4年度以降、単年度収支が赤字となっており、あくまでも現時点での概算ではありますが、この赤字を穴埋めするための繰越金が令和7年度で枯渇する見込みであるほか、令和8年度からは、現在4億円ある基金の取り崩しを開始することが見込まれます。

それに加えて、被保険者数が年々減少していることに伴い、必要な保険税の税収額に不足が生じている状況から、単年度収支の赤字が年々拡大していくことや取り崩す基金の残高不足が見込まれるため、令和12年度の保険料率統一による税率引き上げの前の段階で本市の税率の引き上げを検討する必要が生じることが見込まれます。

そのため、令和12年度よりも前に税率の引き上げが必要となる場合、いつ頃税率を引き上げるかという时期的なことや、どの程度税率を引き上げるかなどについて、詳細な資料をお示しした上で、令和7年度以降の運営協議会において委員の皆さまと協議させていただきたいと考えております。その場合は、改めて委員の皆さまにご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

2つ目は、令和7年度の国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてであります。本日お配りした「令和7年度の国保保険料（税）に係る賦課（課税）限度額の在り方（案）」をご覧ください。

先月末、国では、令和7年度の国保保険料・保険税の課税限度額を引き上げる方針を決めたところです。

内容としては、医療分の課税限度額を3万円引き上げ、課税限度額の合計を現行の106万円から109万円とするものです。

本市では、これまで国の税制改正に合わせ、国に準じて課税限度額を引き上げてきた経緯があります。現時点では、来年度の課税限度額を引き上げることに市としては未定ですが、今後、課税限度額を改正するという市の方針が決まりましたら、昨年度と同様、今年度中に再度運営協議会を開催することとなります。その場合は1月中にご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

（質疑・応答なし）

18時30分 閉会